



## 複合的な漁業の推進や養殖業の成長産業化に向けた漁業共済の機能強化

「ぎょさい」の愛称で親しまれている漁業共済は、漁業災害補償法<sup>\*1</sup>に基づいて設計・運営されています。国はその時々ニーズに合わせて同法を改正し、漁業共済制度を改善してきたところですが、平成28（2016）年の前回改正から10年近くが経ち、現場の実態に合わない部分も顕在化してきました。このため、政府は、令和7（2025）年2月に「漁業災害補償法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年4月25日に成立、令和8（2026）年4月1日に施行されました（図表トピ-1-1）。

### 〈複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化〉

近年の海洋環境の変化等の中で、漁業資源が大きく変動する中、この変動に応じて漁業の複合化に取り組む漁業者の漁業経営の安定が必要となっています。この複合的な漁業の推進に関して、改正した漁業災害補償法において二つの措置を講じました。

一つ目の措置は、複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設です。これまでの漁業共済においても、漁業種類ごとに契約を締結することで、それぞれの漁業種類の減収を補填することが可能となっていました。しかしながら、漁業者が漁業の複合化を図る場合でも、個々の漁業種類ごとに共済加入が必要であり、漁業種類ごとに漁獲金額が減少したときに共済金が支払われる一方、掛金の総支払額は多くなってしまいます。このため、従来の漁業種類ごとに締結する契約方式に加え、複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式を創設しました。新たな方式では、複数の漁業種類の間で増減収の相殺効果があることを踏まえて、掛金が15%割引されます。ただし、従来の方式も維持されており、漁業者ごとに、経営判断で、従来の方式と新方式のどちらに加入するか選択できます。

二つ目の措置は、共済対象外である漁業種類を共済対象となっている主たる漁業種類にまとめてカバーできる特約の追加です。これまでの漁業共済では、十分な保険母数の確保ができるか、妥当な掛金が設定できるか、客観的な損害査定ができるかなど、漁業種類ごとに保険設計の可否を判断した上で、設計可能な漁業種類を共済対象としており、ウニ、サザエ等を手拾いで採捕するような採貝採藻漁業等については、単独では保険設計が困難であるため、共済対象外となっていました。他方で、沿岸漁業の一部においては、漁船漁業等の主たる漁業とともに、採貝採藻漁業等が副業的に営まれている漁業実態があり、こうした副業的な漁業種類を主たる漁業種類にまとめることで保険設計をすることも可能であることから、副業的な漁業種類の生産金額を主たる漁業種類の生産金額にまとめて算入できる特約を追加しました。これにより、これまで共済対象外であった漁業種類についても掛金を追加で支払えば、共済でカバーすることが可能となります。

### 〈需要に応じた養殖生産に向けた共済の機能強化〉

近年、網生け簀の大型化や廃業・撤退する漁場を引き継ぐこと等により、魚類養殖業の一

\*1 昭和39年法律第158号

経営体当たりの生産量がこの40年で4倍以上に増え、養殖業の規模は拡大傾向にあります。

さらに養殖業については、水産基本計画や養殖業成長産業化総合戦略等に基づき、輸出も見据えた国内外の需要に応じた生産等を推進しています。

しかしながら、現行の養殖共済においては、契約対象の養殖魚が15%以上損害を受けた場合に共済金を支払う仕組みとなっているため、一部の網生け簀が甚大な損害を受けた場合でも、損害を受けた数量が養殖魚全体の数量の15%未満であれば共済金は支払われません。つまり、それぞれの経営体において損害を受けた養殖魚の数量が同じでも、経営規模が大きいほど共済金が支払われにくいという現状がありました。

このため、従来の支払方式に加え、養殖魚全体に占める損害の大きさにかかわらず網生け簀単位での甚大な損害（80%以上）を受けた場合にも共済金を支払う特約を追加しました。これにより、漁業者の経営判断で、より柔軟なリスクヘッジが可能になり、養殖業の振興を進めていくこととしています。

### 〈共済加入の推進〉

近年は海洋環境が激変するとともに、多様な災害が全国各地で相次いでおり、漁業経営のセーフティネット措置である漁業共済の必要性・重要性は高まっています。今後とも漁業者が安定して漁業経営を行うことができるよう、関係団体と連携して共済の加入を推進していきます。



図表トピ-1-1 漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

I 背景

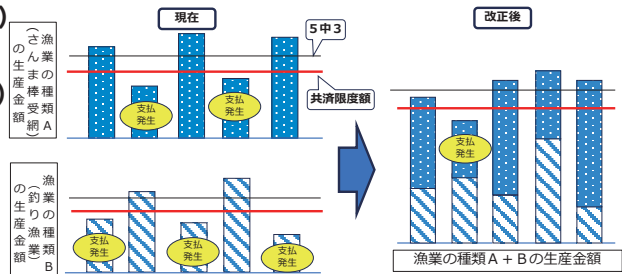
- 現行の漁業共済は、近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた複合的な漁業や、養殖業における需要に応じた養殖生産に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして①複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設や、②共済対象外の漁業種類をカバーできる特約の追加のほか、養殖業の成長産業化に向けた③養殖共済の支払要件を緩和する特約の追加等の措置を実施。

II 法律の概要

1 海洋環境変化への対応（複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化）

（1）複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設

- 共済対象の漁業種類ごとに締結する従来の契約方式に加え、2以上の共済対象の漁業種類を一括して締結できる契約方式を創設。（第80条第1項）
- 漁業種類間の増減収の相殺効果を踏まえ掛金の割引制度を導入（第112条第1項）



➡ 漁業者の経営判断で、掛金の抑制が可能に。

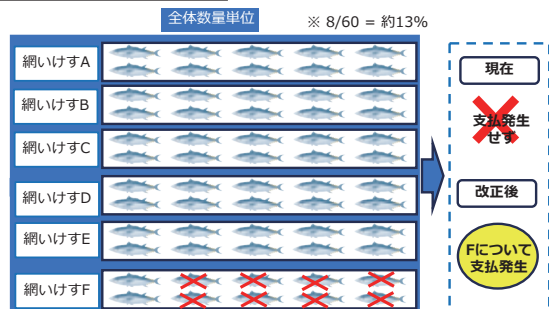
（2）共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加

- 共済対象外である漁業種類（ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業）が副業的に営まれている場合には、共済対象の主たる漁業種類の生産金額にまとめて算入することで共済金の支払を可能とする特約を追加。（第111条第3項）
- ➡ 漁業者の経営判断で、共済でカバーが可能に。

2 養殖業の成長産業化への対応（需要に応じた養殖生産の推進に向けた共済の機能強化）

網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加

- 養殖共済に、契約する全体数量単位での損害状況（15%以上）に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、網いけす単位での甚大な損害状況に応じても支払う特約を追加。（第124条第5項）
  - （※）コスト高の現状を踏まえ、支払額を調整することにより、特約による追加掛金を不要（特約が無い場合と同一掛金）とする方向。
- ➡ 漁業者の経営判断で、柔軟なリスクヘッジが可能に。



3 その他の措置

- （1）漁協単位で一括契約する加入方式の廃止及び共済金の支払を抑制する特例の廃止。（第105条及び第125条の3 / 第113条第3項並びに第125条の11第1項及び第2項）
- （2）漁業施設共済の共済金額のうち、共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限の引上げ。（90/100 → 95/100）（第140条第1項第2号）

※ このほか、第143条第2号の表現を適正化。

III 施行日

- 1・2は令和8年4月1日施行。
- 3は令和7年10月1日施行。

# 「昭和100年」高度経済成長期を支えた近代捕鯨



昭和期の我が国の水産業は、飛躍的な発展と戦争による生産量の減少、さらに戦後の遠洋漁業の拡大とその後の縮小等、まさに激動の時代でありました。これらの動向の中でも、一旦停止したものの再開を果たした捕鯨業について、昭和100年のトピックスとして記載します。

## (1) 昭和期の漁業の主な動向

### 〈昭和初期における水産業の発展〉

明治から昭和初期にかけて、我が国の水産業は近代化の基盤が整備されました。小型動力船が急激に普及するとともに、網の素材として麻や藁等から綿糸わたが使えるようになることで、機械製網が可能となり網具の大型化・強度化が進みました。

昭和初期には冷凍技術が導入され、水産物の長期保存が可能となり、漁船にディーゼル機関が搭載されました。これにより漁場は沿岸から沖合へ、さらにベーリング海等の外洋へと拡大しました。

### 〈戦後の漁業生産〉

戦後の我が国の漁業の生産力は、戦時中の大型漁船の軍事徴用、男子労働力の徴用、燃油や漁網等の不足、空襲等により、壊滅状態となりました。そのため、生産量が極端に落ち込み、食料不足に陥りました。

戦後の我が国は連合軍の占領下におかれ、昭和20（1945）年9月に連合軍により我が国の漁船が操業できる海域を規制した、いわゆるマッカーサーラインが引かれました。食料不足の緩和に向けて次第にその範囲は拡大され、大型漁船の再建も進みました。また、食料不足をいち早く打開するため、南氷洋捕鯨も再開されました。

その後、サンフランシスコ平和条約の発効によりマッカーサーラインは撤廃され、同条約に基づき、我が国は多くの国と二国間漁業協定等を締結するとともに、北太平洋のサケ・マス漁業や大西洋のトロール漁業等、世界の海で操業するようになりました。昭和48（1973）年には遠洋漁業の漁獲量は過去最も多い約399万tとなり、漁獲量のピークを迎えました。しかし、その一方で昭和52（1977）年に米国・ソ連が相次いで、いわゆる200海里水域を設定したこと等から200海里漁業体制が国際的に定着していくことになりました。

さらに、昭和57（1982）年の国連海洋法会議において、距岸200海里の排他的経済水域（EEZ）について沿岸国の主権的規制等を定めた海洋法に関する国際連合条約がまとまり、我が国は平成8（1996）年にこれを批准し、現在に至っています。

## (2) 令和に続く捕鯨

### 〈近代捕鯨の誕生〉

明治に入り、近代国家を目指していた我が国は、日本海で捕鯨を行っていたロシアに対抗



するため、捕鯨の近代化を急ぎ進めていました。当初の銃や大砲を使用したものから、鋼鉄船の捕鯨砲からロープの付いた銛を発射してクジラを捕獲する「ノルウェー式捕鯨法」が導入され、我が国初の近代式捕鯨会社が、明治32（1899）年に山口県において誕生しました。その後も捕鯨業へ参入する企業が続々と誕生しました。

### 〈外貨を稼ぎ出した捕鯨〉

明治から昭和にかけて我が国の近代化に貢献した重厚長大産業を支えたのは、製鉄所、炭鉱、港等で働く労働者でありましたが、これらの労働者を、食の面で大きく支えていたものの一つがクジラでした。

昭和9（1934）年から、我が国の捕鯨各社は、大型母船とキャッチャーボートから形成される船団を組んで南氷洋で捕鯨を開始しました。昭和初期の南氷洋捕鯨では、捕獲したクジラの鯨油を主にマーガリン原料として欧州へ販売し、資源の乏しい我が国の外貨獲得の一翼を担いました。

さらに、鯨油は食用だけではなく、機械用潤滑油としても重要な役割を果たしました。低温でも固まりにくい性質を持つ鯨油は、昭和初期から戦後にかけて、精密機械や航空機、軍需産業等で潤滑油として利用され、近代産業の稼働を支えました。

### 〈戦後の食料難を支えた近代捕鯨〉

母船とキャッチャーボートにより巨大なクジラと対峙し、たくさんのクジラを持ち帰ってくる近代捕鯨は、戦後の我が国の厳しい食料事情において、国民の食を満たしました。当時、我が国で消費される動物性たんぱく質の約半分はクジラであり、肉と言えばクジラの時代でした。その後もクジラは食べ続けられ、国内で消費された鯨肉のピークは昭和37（1962）年で約23万トンに達し、捕鯨業は高度経済成長期の国民の食生活を支えました（図表トピ2-1）。

### 〈昭和から引き継がれる鯨食〉

我が国は、鯨食をはじめ加工品等、捨てるところがないほどクジラを完全利用してきましたが、昭和57（1982）年の国際捕鯨委員会（IWC）において、いわゆる商業捕鯨モラトリアムが決定され、昭和63（1988）年以降、我が国の商業捕鯨は30年以上にわたり中断されていました。

その間、我が国は科学的データを収集しIWCでの交渉を続けてきましたが、反捕鯨国からの歩み寄りはなく、IWCはその目的である「鯨族の適当な保存」と「捕鯨産業の秩序のある発展」のための機能が発揮できない状況が続きました。

このため、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本方針の下、我が国は令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から我が国の領海とEEZで、十分な資源が存在することが明らかになっている大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開し、鯨食は昭和から現代まで引き継がれています。

鯨肉は、いろいろな調理方法によりおいしく食べることができただけでなく、高たんぱく・低脂肪といった栄養面のほか、近年はバレニンやオメガ3系多価不飽和脂肪酸（DHA<sup>\*1</sup>、

\*1 ドコサヘキサエン酸

EPA<sup>\*1</sup>等)といった機能成分を含有していることが注目されています。水産庁では、引き続き、こうした鯨肉の魅力や特性を広く発信し、鯨肉の持続的な利用促進等の取組を支援しています。

図表トピ-2-1 我が国の鯨肉の消費仕向量

(単位：1,000t)

年 度	国 内 生産量	外 国 貿 易		在庫の 増減量	国内消費 仕向量
		輸 入 量	輸 出 量		
昭和 35	1960	154	0	0	154
36	1961	179	0	0	179
37	1962	226	14	7	233
38	1963	193	12	9	196
39	1964	198	24	41	181
40	1965	218	19	34	203
41	1966	185	21	9	197
42	1967	172	29	21	180
43	1968	156	11	20	147
44	1969	156	13	20	149
45	1970	125	15	15	125
50	1975	76	29	0	105
55	1980	21	25	0	46
60	1985	15	17	0	32
62	1987	5	1	0	6
商業捕鯨モラトリアム導入					
63	1988	2	1	0	3
平成 元	1989	1	0	0	1
5	1993	2	0	0	2
10	1998	2	0	0	2
15	2003	4	0	0	4
20	2008	5	0	0	5
21	2009	4	0	0	3
22	2010	3	0	0	2
23	2011	3	1	0	5
24	2012	2	1	0	3
25	2013	2	0	0	4
26	2014	2	2	0	5
27	2015	3	1	0	5
28	2016	3	1	0	3
29	2017	2	1	0	2
30	2018	3	0	0	4
令和 元	2019	1	1	0	2
2	2020	2	0	0	2
3	2021	2	0	0	1
4	2022	2	0	0	2
5	2023	2	3	0	3
6	2024	2	0	0	2

資料：農林水産省「食料需給表」及び財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

注：1) 令和6年度の「食料需給表」の値は概数値。

- 2) 外国貿易は、財務省「貿易統計」の「0208.40.011（鯨肉）」のうち、本表の計上単位（1,000t）以上の実績があるものを計上した。
- 3) 在庫の増減量は、当年度末繰越量と当年度始め持越量との差である。したがって、その増加量（+）は国内消費仕向量を算出する際には減算され、減少量（△）は加算されることとなる。
- 4) 国内消費仕向量は、国内生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量（又は＋在庫の減少量）によって算出される。

\*1 エイコサペンタエン酸（イコサペンタエン酸（IPA）ともいう。）



捕鯨船：勇新丸



捕鯨母船：関鯨丸



くじらの寿司（北海道網走市）



亀田揚げ（北海道釧路市）



つちくじらの味噌焼き（宮城県石巻市）



くじらのたれ（千葉県南房総市）



くじらの刺身（山口県下関市）



くじらじゃが（長崎県長崎市）

（提供：共同船舶株式会社（捕鯨船、捕鯨母船）、捕鯨を守る全国自治体連絡協議会（各料理））

## IUU漁業撲滅に向けた取組

IUU<sup>\*1</sup>（違法・無報告・無規制）漁業は、各国・地域や地域漁業管理機関（RFMO）<sup>\*2</sup>等による資源管理の努力を損じる等、水産資源の持続的な利用に対する深刻な脅威となっています。このような状況において、我が国は、責任ある漁業国、世界有数の水産物輸入国として、IUU漁業撲滅に向けた様々な取組を行っています。

### 〈国際的なIUU漁業の抑制・根絶に向けた取組〉

IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組が国際的に進められています。

例えば各地域漁業管理機関においては、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）やIUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化（ネガティブリスト）を行う措置が導入されており、さらに、ネガティブリストに掲載された船舶に対する国際的な取締体制が整備されてきています。また、いくつかの地域漁業管理機関においては、漁獲証明制度<sup>\*3</sup>によりIUU漁業由来の漁獲物の国際的な流通を防止しています。

ネガティブリストについては、例えばサンマやマサバ等を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）では、令和6（2024）年12月末時点において40隻が掲載されるなど、着実にリスト化を通じた国際的な管理が強化されてきています。

くわえて、地域漁業管理機関の決定に基づき、自国漁船に一定の割合で科学オブザーバー又は電子モニタリング（EM）を乗船・設置させ、科学データの収集及び分析を行う等、適切な資源管理のための取組が行われています。

二国間においても、我が国とロシアとの間で、ロシアで密漁されたカニが我が国に密輸出されることを防止するための二国間協定<sup>\*4</sup>の発効（平成26（2014）年）のほか、EU、米国及びタイとIUU漁業対策の推進に向けた協力を確認する共同声明の発出、カナダとの漁業取締に関する協力等、IUU漁業の抑制・根絶を目指した取組を行っています。

また、洋上での監視・取締措置に加え、違法漁業防止寄港国措置協定<sup>\*5</sup>により、IUU漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止する等、寄港地においても取締りを通じてIUU漁業の抑制・根絶を図る国際的な枠組みが整備されています。

\*1 Illegal, Unreported and Unregulated：違法・無報告・無規制。国際連合食糧農業機関（FAO）は、無許可操業（Illegal）、無報告又は虚偽報告された操業（Unreported）、無国籍の漁船、地域漁業管理機関の非加盟国の漁船による違反操業（Unregulated）等、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動をIUU漁業としている。

\*2 Regional Fisheries Management Organization：地域漁業管理機関については、第4章を参照。

\*3 漁獲物の漁獲段階から流通を通じて、関連する情報を漁獲証明書に記載し、その内容を関係国の政府が証明することで、その漁獲物が地域漁業管理機関の資源管理措置を遵守して漁獲されたものであることを確認する制度。

\*4 正式名称：北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

\*5 正式名称：違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定



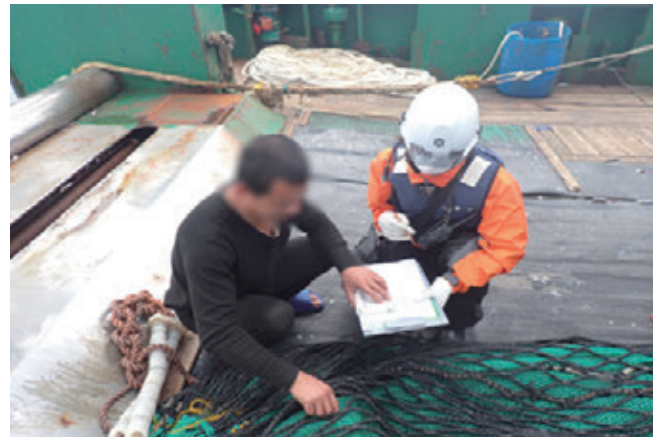
### 〈我が国の漁業秩序を脅かす外国漁船等の違法操業への対応〉

我が国の周辺水域においては、二国間の漁業協定等に基づき、外国漁船等が我が国EEZにて操業するほか、我が国EEZ境界線の外側においても多数の外国漁船等が操業しており、水産庁は、これら外国漁船等が違法操業を行うことがないように漁業取締りを実施しています。水産庁による令和7（2025）年の外国漁船等への取締実績は、立入検査10件、<sup>だほ</sup>拿捕2件、我が国EEZで発見された外国漁船等によるものと見られる違法設置漁具の押収13件でした（図表トピ-3-1）。

また、北太平洋公海において操業する外国漁船に対して、NPFC及びカツオ・マグロ類を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPCF）が定める保存管理措置の遵守状況の確認を目的として、20隻の外国漁船に対して乗船検査を行いました。その結果、10隻に対して違反の指摘を行い、これらを当該漁船の船籍国・地域の管理当局及び各地域漁業管理機関の事務局に通報し、当局に適切な対応を求めました。



立入検査のため外国漁船に移乗する漁業監督官



外国漁船への公海乗船検査を行う漁業監督官



オホーツク海における違法設置漁具の押収  
（かにかご漁具）

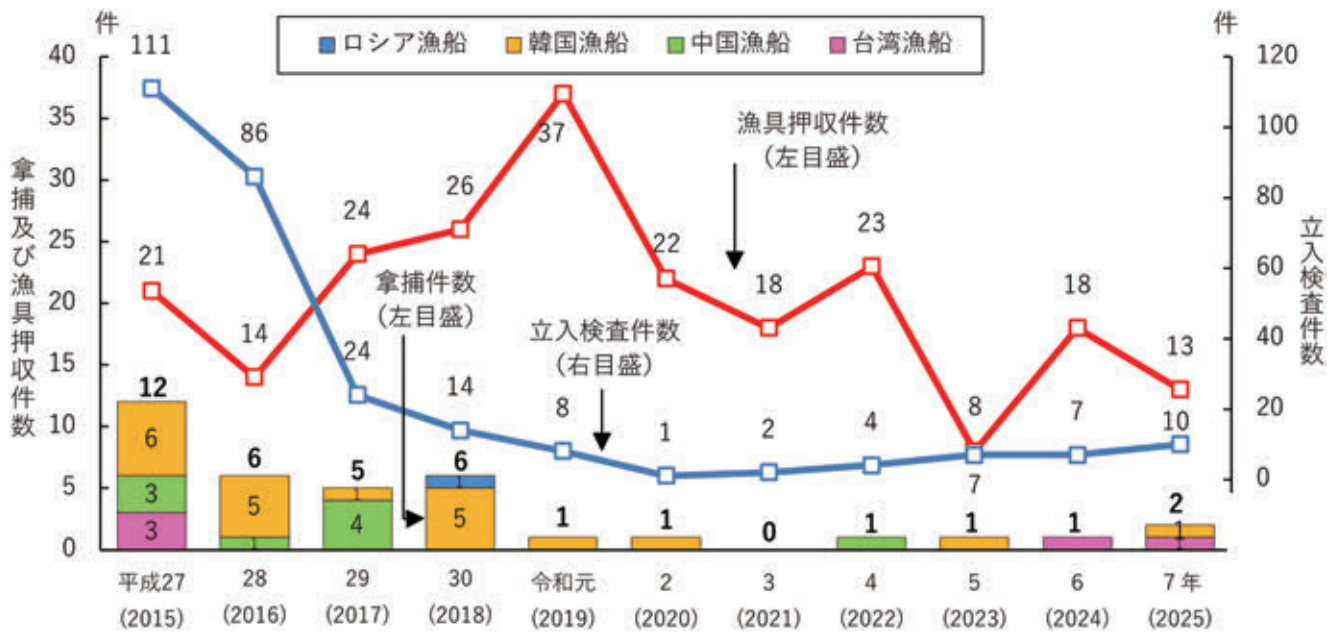


沖縄周辺海域における拿捕対応



令和7年の外国漁船取締実績について（水産庁）：  
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kanri/260210.html>

図表トピ-3-1 水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ  
注：公海における乗船検査を含まない。

### 〈我が国におけるIUU漁業由来の水産物の輸入管理制度〉

国際社会においてIUU漁業撲滅が求められる中、我が国においてもIUU漁業由来の水産物の流入を防止するための取組を進めています。

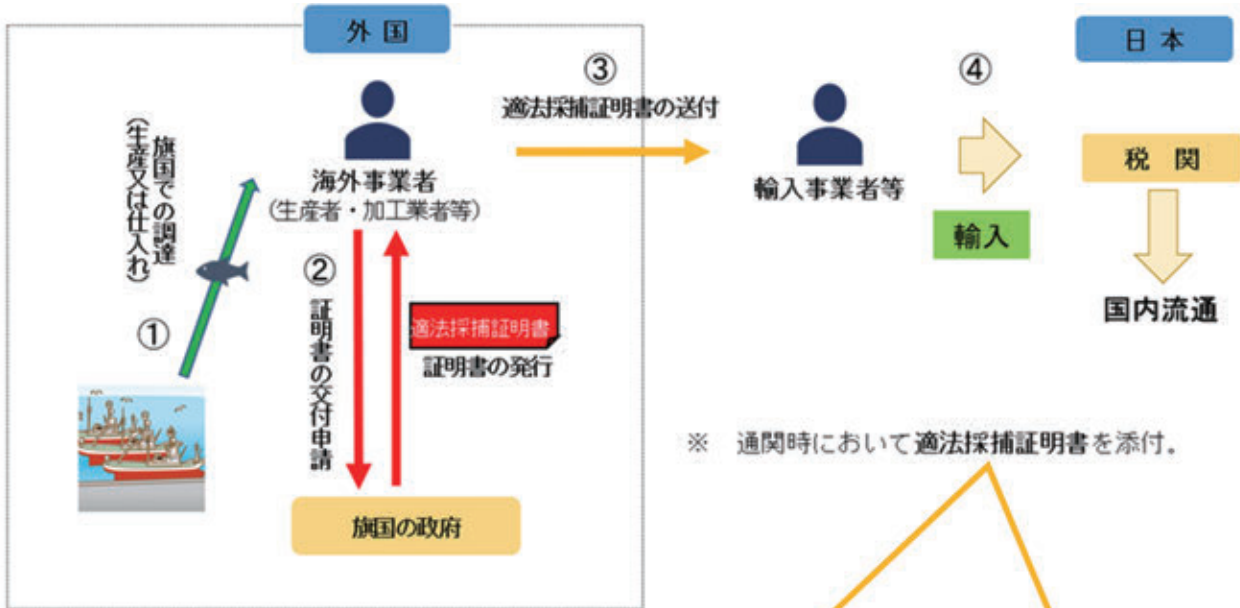
国際的な合意に基づき輸入管理措置を実施するものについては、外国為替及び外国貿易法<sup>\*1</sup>に基づく輸入承認の義務が課されています。例えば、マグロ類については、地域漁業管理機関において種々の資源管理措置が実施されており、輸出入に関するものとして漁獲証明制度や統計証明制度があります。これらの制度の対象とされたマグロ類については、輸入に当たって漁船や畜養場等を管理する国が発行する漁獲証明書や統計証明書等を確認しなければならないとされているため、外国為替及び外国貿易法に基づく事前確認等を行い、IUU漁船が漁獲したものや正規登録されていない漁船・畜養場による生産物でないか等を確認しています。

また、水産流通適正化法において、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められる魚種（特定第二種水産動植物：さば、さんま、まいわし及びいか）について、輸入時に、適法に採捕されたものであることを証する外国政府が発行する証明書の添付を求める措置を講じています（図表トピ-3-2）。

\*1 昭和24年法律第228号



図表トピ-3-2 水産流通適正化法（特定第二種水産動植物等に係る制度イメージ）



第1部

トピックス

Catch Certificate for Class II Aquatic Animals and Plants under Article 11 of Act on Ensuring the Proper Domestic Distribution and Importation of Specified Aquatic Animals and Plants

(a) Validating authority			
Document number:		Name of validating authority	
Name and title of official:	Address of the authority:	Tel./Fax	
(b) Fishing vessel information			
Fishing vessel name:	Flag - Home port and registration number:	Call sign:	IMO/Lloyd's number/Unique Vessel Identifier (if issued):
Fishing license No - Valid to		Inmarsat No/Fax No/Telephone No/E-mail address (if issued):	
(c) Product information		(d) Resource management	
Description of product:	Type of processing authorized on board:	Reference of applicable conservation and management measures:	

適法採捕証明書の様式

## 水産業の担い手の確保

人口減少や産業構造の変化により、産業のニーズに見合った人材の確保が進まず、幅広い分野で担い手不足が深刻化しています。特に地方では若年層の流出や高齢化が進み、地域産業の維持に必要な労働力を安定的に確保することが難しくなっています。こうした社会全体の動向を踏まえ、水産業においても次世代の担い手を確保することは喫緊の課題です。多くの地域で水産業の経営の維持そのものが危ぶまれる状況にあります。こうした構造的な課題にどう向き合い、地域の海と暮らしを守っていくのか。このトピックスでは、現状と課題を整理し、未来に向けた取組と持続可能な漁業の実現に向けた方向性を提示します。

### 〈人材確保の状況と対応する施策〉

近年、自然の中で働くライフスタイルを求める等、生活や仕事に対する価値観の多様化により、就業先・転職先として漁業に関心を持つ都市出身者も少なくありません。実際、新規漁業就業者のうち、他の産業から漁業就業する人はおおむね7割<sup>\*1</sup>を占めており、こうした潜在的な就業希望者を後継者不足に悩む漁業経営体や地域とつなぎ、意欲のある漁業者を確保し担い手として育成していくことは、水産物の安定供給のみならず、水産業・漁村の多面的機能の発揮や地域の活性化の観点からも重要です。

このような状況を踏まえ、水産庁では、漁業経験ゼロからでも漁業に就業・定着できるように、全国各地での漁業就業相談会の開催やインターンシップの受入れを支援するとともに、漁業学校<sup>\*2</sup>で学ぶ者に対する資金の交付、漁業就業後の漁業現場でのOJT<sup>\*3</sup>方式での長期研修を支援する等、新規就業者の段階に応じた支援を行っています（図表トピ-4-1）。さらに、国の支援に加えて、地方公共団体においても地域の実情に応じた各種支援が行われる等、新規漁業就業者の確保に向けた取組が進められています。

近年は女性の新規就業も増えています。女性漁業者は依然として少数派ながら、担い手不足の解消のみならず、男性中心だった漁業の世界に多様な視点と新しい価値観をもたらし、地域の活性化にも貢献していることから、女性が活躍できる環境づくりが重要です。

こうした変化は、漁業現場での多様な役割を担う女性の潜在力を示しています。

### 〈水産高校との連携強化〉

漁業就業者の減少と高齢化が進行する中、年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図るため、若者に漁業の魅力を伝え、就業に結び付けていくことが重要です。このため、水産庁と関係業界等が連携し、水産高校生を対象とした「漁業ガイダンス」を各地で実施し、漁業者が水産高校に出向き、少人数のブース形式で生徒に対して漁業とその魅力等を説明しています（図表トピ-4-2）。

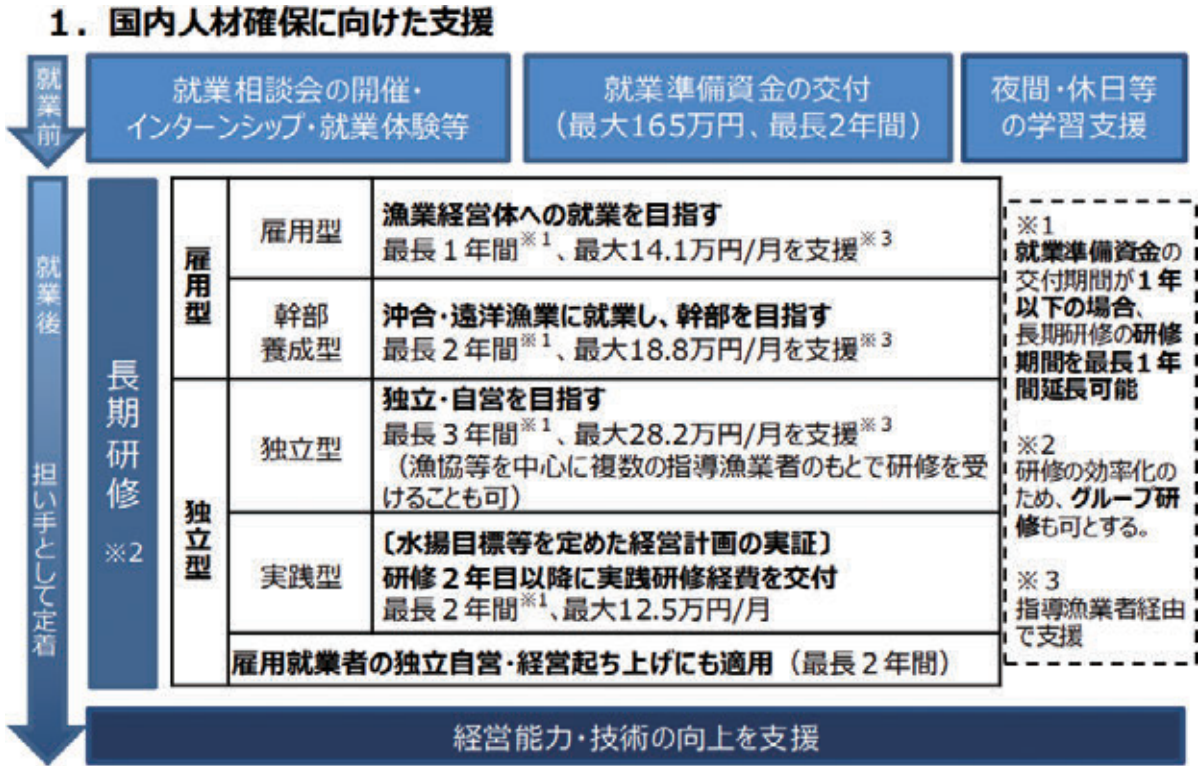
\*1 都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計。

\*2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づかない教育機関であり、漁業に特化したカリキュラムを組み、水産高校や水産系大学よりも短期間で即戦力となる漁業者を育成する学校。

\*3 On-the-Job Training：日常の業務を通じて必要な知識・技能を身に付けさせ、生産技術について学ばせる職業訓練。



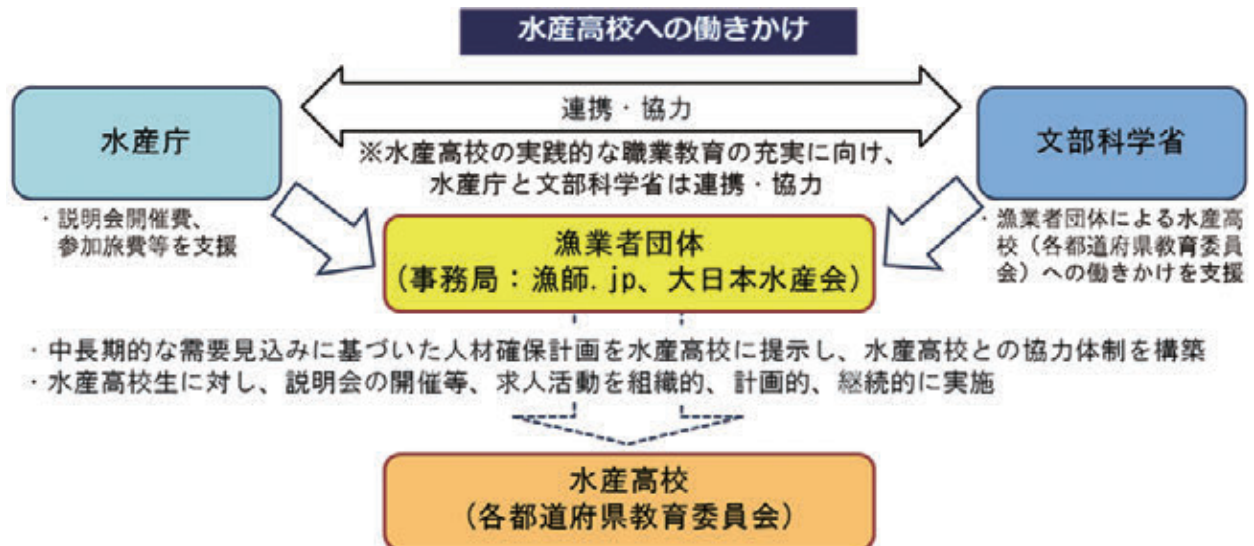
図表トピー4-1 国内人材確保及び海技資格取得に関する国の支援事業



### 2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



図表トピー4-2 漁業ガイダンスの概要と開催実績



実績（延べ）	平成30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6年度 (2024)
実施校数(校)	24	21	5	12	12	14	20
実施回数(回)	31	24	6	14	15	17	22
参加生徒数(人)	1426	874	151	349	355	385	636

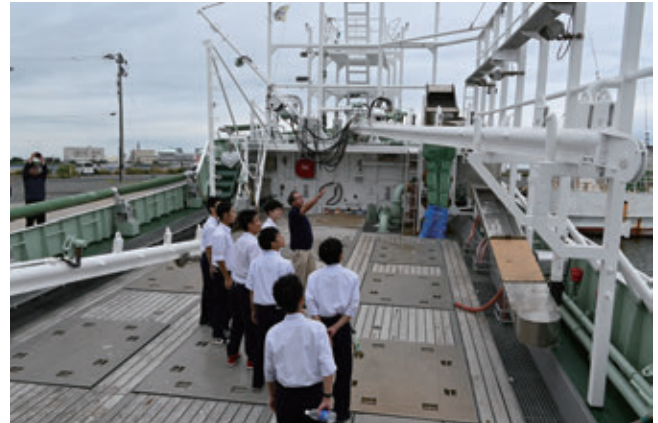
注：令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により開催回数を制限した。

令和7（2025）年6月には静岡県焼津市、同年7月には青森県八戸市で「漁師の仕事！船と漁業を知る授業」を開催しました。これらの授業は、生徒が海の仕事の実際を学ぶ機会となるだけでなく、これまで接点が少なかった水産高校と地域の漁業者が、次世代育成と地域活性化という共通の目標に向かって協力する体制を構築する一助となっています。

こうした取組を通じ、若者をはじめとする多様な人材が漁業に関心を持ち、次世代の担い手として定着して活躍することが期待されます。



漁業ガイダンスの参加者（焼津市）



さんま棒受網漁船見学（八戸市）

（提供：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター）

### 〈複合的な漁業と人材配置の工夫〉

近年、漁業を取り巻く環境は、資源の変動や気候変動の影響により大きく変化しています。従来のように特定魚種に依存した漁業経営は、資源の不安定化や市場価格の変動により、収益性や持続性の面でリスクが高まっています。こうした状況に対応するためには、単一魚種依存から脱却し、複数の魚種や漁法を組み合わせる「複合的な漁業」への転換が求められています。さらに、養殖との兼業や新たな操業形態の導入等、柔軟な経営改善を進めることは、資源変動に強い体制を構築し、安定的な収益確保を図るだけでなく、多様な働き方を可能にし、次世代の担い手確保にもつながる重要な取組です。



## 【事例】さんま棒受網・遠洋まぐろはえ縄漁業の兼業

池田水産株式会社では、さんま棒受網漁業と遠洋まぐろはえ縄漁業を営む中で、乗組員の安定雇用や世代交代に向けた取組を進めてきました。かつては同じ漁船でさけ・ます流し網漁業とさんま棒受網漁業を組み合わせる操業を行っていたこともあり、近年では特定魚種への依存を避け、複合的な漁業への回帰を模索しています。

その中心となる取組として、資源が比較的安定しており、他の魚種に比べて価格水準が高いミナマガロ操業を収益の柱に据えつつ、サンマ漁期には日本へ帰港することで1航海の日数を短縮（約170日）する操業モデルの構築を進めています。さらに、さんま棒受網漁業の漁期（8～12月）以外の時期には遠洋まぐろはえ縄漁業を行い、漁船を通年稼働させることで、乗組員の長期的で安定した雇用の確保を図っています。従来、乗組員は操業期間に応じた期間雇用が中心で、雇用期間外ではアルバイトや家業の漁業に従事する等、不安定な状況が見られました。そうした中、豊富な知識と経験が求められる漁船の司令塔である船頭を、異例の40代の若手から<sup>ばってき</sup>抜擢したり、さんま棒受網漁船専門だった船頭を遠洋まぐろはえ縄漁船の船頭に起用したりするなど、同社は若手の登用による世代交代等も進めています。

これらの取組は、20～30代の若い乗組員が年齢の比較的近い船頭と仕事をすることによって、将来のキャリアを描きやすくなり、仕事への意欲向上や担い手確保につながる可能性があると考えられています。



遠洋まぐろはえ縄漁業



さんま棒受網漁業

（提供：池田水産株式会社）

## 〈漁業等における特定技能外国人の受入れ及び外国人技能実習制度の見直し〉

平成30（2018）年から少子高齢化による国内労働人口の減少による人手不足への対応として、特定の分野<sup>\*1</sup>に限り、専門性・技能を有した即戦力となる、一定の基準<sup>\*2</sup>を満たした外国人を雇用できる特定技能制度が設けられています。漁業分野（漁業、養殖業）及び水産加

- \*1 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野。  
\*2 各分野の技能試験及び日本語試験への合格、又は各分野と関連のある職種において技能実習2号を良好に修了していること等。

工業を含む飲食料品製造業分野においても、特定技能制度による外国人の受入れが行われていますが、その数は年々増加しています。

この特定技能制度では、制度の適切な運用に資する取組について協議を行う協議会がそれぞれの分野に設けられており、特定技能外国人を雇用しようとする者には、該当する協議会へ加入することが義務付けられています。漁業分野においては、特定技能外国人材を雇用する者のほか、漁業や養殖業の業界団体や漁業労働に精通している労働組合、制度を所管する法務省をはじめとした関係省庁等によって構成される漁業特定技能協議会が水産庁により設けられており、同協議会において制度を適切に運用していくために遵守しなければならない事項として、外国人材に対する安全指導及び教育の実施や、漁船一隻当たりの乗船人数の制限、引き抜き防止等が取り決められています。

また、飲食料品製造業分野についても同様に、食品産業特定技能協議会が農林水産省により設けられており、水産加工業において特定技能外国人を雇用しようとする者は、当該協議会へ加入することとなります。

一方で、開発途上国等への技能移転を目的とした外国人技能実習制度では、漁船漁業職種<sup>\*1</sup>の9作業、養殖業職種<sup>\*1</sup>の1作業に加え、食品製造の加熱性・非加熱性水産加工食品製造業職種<sup>\*2</sup>の9作業、水産練り製品製造職種<sup>\*2</sup>の1作業において、技能実習生を受入れています。漁船漁業及び養殖業職種の技能実習においては、船上で作業を行うという特殊性を踏まえ、実習生の数や監理団体に対して固有の基準を定めることで技能実習の適正な実施を担保しているほか、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律<sup>\*3</sup>に基づいて水産庁に設置された漁業技能実習事業協議会において、監理団体と労働組合の合意の下で定めた技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を雇用契約に確実に反映させることで、技能実習生の保護に努めることとされています。

なお、令和6（2024）年6月に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律<sup>\*4</sup>が公布され、制度目的と実態の乖離や外国人の権利保護等の観点からの課題が指摘された外国人技能実習制度は発展的に解消され、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度が創設されることとなりました。この改正を受け、令和8（2026）年1月には、漁業分野をはじめとする各分野における分野別運用方針<sup>\*5</sup>が閣議決定されました。また、同時に飲食料品製造業分野の運用方針においては、同分野の中に含まれていた水産加工業区分が切り分けられることとなりました。これにより、水産加工業で受け入れる外国人材の更なる専門人材への育成と、それによる水産業への寄与が期待されます。現在、令和9（2027）年4月の本制度の実施に向け、水産業における育成就労外国人の受入れや制度の運用のあり方について、更なる検討が行われているところです。

また、主に海外の港等で漁獲物の水揚げや転載、燃料や食料等の補給、乗組員の交代等を行いながら操業し、航海日数も1年以上に及ぶこともある遠洋漁業においては、日本人乗組

<sup>\*1</sup> かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業及びほたてがい・まがき養殖作業。

<sup>\*2</sup> 節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造、調理加工品製造、生食用加工品製造及びかまぼこ製品製造作業。

<sup>\*3</sup> 平成28年法律第89号

<sup>\*4</sup> 令和6年法律第60号

<sup>\*5</sup> 正式名称：特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針



員を一定の条件で乗船させた上で、外国人を乗組員として乗り組ませるマルシップ方式<sup>\*1</sup>を採用している船もあり、令和7（2025）年12月末時点で、3,302人の外国人乗組員が同方式を活用して我が国の漁船に乗り組んでいます。

### 〈漁業現場における多様な人材活用の動き〉

漁業には水揚げや市場業務、一次的な漁獲物の処理といった、いわゆる関連業務と呼ばれる作業があります。今までは、漁業者や市場関係者が担ってきましたが、就業者の高齢化によりこれらの作業についても人材確保が求められています。

これらの作業については、業務の効率化・省力化等の取組を進めつつ、作業時間が短時間・不規則である特徴を踏まえ、専従的な人材に頼るだけでなく、空き時間を利用した副業や短時間・短期間の雇用による人材を確保する取組や外国人材の雇用<sup>\*2</sup>の可能性の検討が進められています。

\*1 我が国の漁業会社が漁船を外国法人に貸し出し、外国人乗組員を配乗させた上で、これを定期用船する方式。

\*2 現行の特定技能制度の漁業区分における関連業務として漁獲物の選別、仕分、飲食料品製造業分野における関連業務として原料の調達、受入れに、付随的に従事することは可能。

